

★白川小学校 P T A 各規則

2020 年 7 月 18 日 改正

各種委員等の選出に関する規則

第 1 条

全ての保護者会員は、児童 1 人の在籍期間につき、それぞれ最低 1 回以上、各種委員に就任するよう努める。（※注参照）但し、校こ連会長・子供会会長・自治会会長就任中は免除されるものとする。

第 2 条

保護者会員より選出の各委員の人員は、以下の通りとする。

学年委員 24 名

地区委員 19 名

厚生委員 6 名

広報委員 6 名

組織委員 6 名

第 3 条

各委員の選出学年は役員が決定して各学年に通知し、各学年は年度始めの懇談会において各委員を互選する。

第 4 条

各委員は、原則として過去に各委員委員長・副委員長に就任した経験のあるものおよび校こ連 5 役を除いた委員の中から委員長および副委員長を互選する。

第 5 条

各委員の委員長に通算 3 年以上就任しその任期を全うした会員は、被保護児童卒業時における卒業式に参列する際、P T A の定めた特別席に着席することが出来る。

第 6 条

本規則は運営委員会の出席者の過半数の議決により制定、改正、廃止する。

第 7 条

本規則を制定、改正、廃止した場合は、速やかに全会員に告知する。

※注）第 1 条は、各種委員の就任が児童 1 人の在籍期間中につき 1 回を超えないことを保障するものではありません。委員定数や学級数、各地区の児童数等の関係で、必ずどなたかに複数回、各種委員をお引き受けいただかなければならない状況にあります。

役員の選出と就任に関する規則

第 1 条

本会役員に就任し、その任期を全うした会員は、以後児童兄弟の分を含め、各種委員の選出に関する

規則第 1 条に定める各種委員への就任努力義務を全て免除されるものとする。

第 2 条

役員に就任しその任期を全うした会員は、被保護児童卒業時における卒業式に参列する際、P T A の定めた特別席に着席することが出来る。

第 3 条

本規則は運営委員会の出席者の過半数の議決により制定、改正、廃止する。

第 4 条

本規則を制定、改正、廃止した場合は、速やかに全会員に告知する。

P T A サークルに関する規則

第 1 条

本会会員は、本会会員および本会校区該当地域住民等を対象とし、本会規約第二条の目的を達成するために必要なサークルを設立することができる。

第 2 条

当規則第 1 条に基づくサークルを設立しようとする者は、サークルの活動内容、目的、活動場所、サークル会員の募集範囲、その他必要な事項を記載した設立申請書を本会に提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

第 3 条

第 2 条に基づき本会の承認を受けたサークル（以下本会サークルという）は、サークル代表者、サークル活動日時を遅滞なく本会に報告しなければならない。また、代表者および活動日時に変更が生じた場合も、遅滞なく本会に報告しなければならない。

第 4 条

本会サークルは、各サークルごと年間 3 万 5 千円を限度に、本会より、サークル活動に必要な費用の支給を受けることができる。ただし、費用については支出項目ごとに事前に本会に申請し、運営委員会の承認を得なければならない。

第 5 条

本会は、本会サークルについて、その人員の募集、活動場所の確保について出来る限りの協力をしなければならない。

第 6 条

本規則は運営委員会の出席者の過半数の議決により制定、改正、廃止する。

第 7 条

本規則を制定、改正、廃止した場合は、速やかに全会員に告知する。

会員の提案による自主的企画に関する規則

第1条

本会会員は、本会規約第二条の目的および第三条の方針に沿う行事等企画を本会に対し提案し、第2条に定める手続きを経た後、本会主催行事として実行することができる。

第2条

行事等企画を提案するものは、本会運営委員会に企画書を提出し、当該企画の実行の可否について、運営委員会の議決を受けなければならない。運営委員会は、企画書が提出された場合は、遅滞なくこれを審議し、実行の可否を決し、提案者に通知しなければならない。

第3条

本会運営委員会は、本規則第2条に基づき議決された企画について、必要な予算を決定し、その企画の実現に向け企画立案者を支援し、できる限りの協力をしなければならない。

第4条

本規則は運営委員会の出席者の過半数の議決により制定、改正、廃止する。

第5条

本規則を制定、改正、廃止した場合は、速やかに全会員に告知する。

白川小学校PTA慶弔規則

第1条 慶事

- (1) 教員、臨時職員、事務職員、校務員、調理員（以下教職員）が結婚する場合は、結婚お祝い金5,000円を贈る。
- (2) 教職員およびその配偶者の出産の場合は、祝い金5,000円を贈る。

第2条 弔事

- (1) 保護者、児童死亡の場合は、供花と香料5,000円とし、役員、当該学級委員が参列するものとする。
- (2) 教職員死亡の場合は、供花と香料5,000円とする。
- (3) 教職員の家族（配偶者、父母及び義父母、子ども）の死亡の場合は、弔電及び供花または同程度の香料とする。

第3条 負傷・災害

- (1) 教職員及び児童の負傷、病気の場合（退院日を含む入院加療2週間以上）は2,000円相当の見舞い品を贈る。
- (2) 火災、風水害等による災害をうけた会員家庭に対する見舞い金は、役員協議の上、決定する。

第4条 その他の贈与

(1) 感謝状、表彰状その他PTAにおいて必要と認められる慶弔贈与等については、その都度運営委員会において協議決定するものとする。

第5条

本規則第1条から第4条に定める支出は、運営委員会の議を経て支出する。ただし、緊急の場合は役員会で支出を議決し、直後の運営委員会で報告し承認を得る。

第6条

本規則の定めにより金品を贈られた者からの返礼は、本会はこれを一切受け取らない。

第7条

本規則は運営委員会の出席者の過半数の議決により制定、改正、廃止する。

第8条

本規則を制定、改正、廃止した場合は、速やかに全会員に告知する。

会計運用規則

第1条

本会役員および各種委員会委員長、副委員長に、通信費として以下の額を支給する。

本会役員	年間	3,000円
本会各種委員会委員長、副委員長	年間	1,000円
本会各種委員	年間	500円
本会各種委員の白川まつり担当窓口	まつり開催時に	200円

第2条

本会運営委員会が、本会の業務遂行に必要と認めた行事研修に、本会会員が参加する経費については、本会がこれを負担する。

第3条

本会会員が、本会の主催または関与する行事を含む業務に連続で5時間以上従事する場合は、食事代相当費用として、500円を上限として支給することができる。

第4条

本規則は運営委員会の出席者の過半数の議決により制定、改正、廃止する。

第5条

本規則を制定、改正、廃止した場合は、速やかに全会員に告知する。

以上